

今回のテーマ 人生100年時代を考える。企業型DC資格喪失年齢65歳への引上げ

以前お知らせしたとおり、平成26年1月から企業型DCの資格喪失年齢は65歳まで引上げが可能です。

●人生100年時代構想と高齢者の雇用状況

厚生労働省の人生100年時代構想においては高齢者から若者まで全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられる社会をつくることが主題とされ、その中心的テーマのひとつに「多様な形の高齢者雇用」があります。

また平成30年「高齢者の雇用状況」によれば、65歳まで雇用確保措置のある企業は99.8%、66歳以上も働ける企業は27.6%、70歳以上も働ける企業は25.8%となっています。

●動き出した雇用延長

今回、再度このような話題を取り上げたのは、昨年あたりから定年後の再雇用者への手当てとして資格喪失年齢の引上げを検討される事業主様からのご相談が急増しているからです。既に引上げを行われた事業主様も多数いらっしゃいます。

引上げのための規約変更は、厚生局に申請し、承認される必要がありますので、弊社に手続きをご要請下さい。

●規約変更と受給権等

事業主は加入者の同意をとり、企業型DC規約における資格喪失年齢を60歳超65歳以下の年齢に引上げる変更を行うことで、継続して掛金を拠出することが可能です。資格喪失年齢を引上げた場合、老齢給付金の受給権の取得は、資格喪失年齢到達時、あるいは60歳超資格喪失年齢未満の退職時となります。

●資格喪失年齢の引上げにかかる留意点

以上のように規約変更により65歳まで掛金の拠出が継続可能となりますが、以下の点に留意する必要があります。

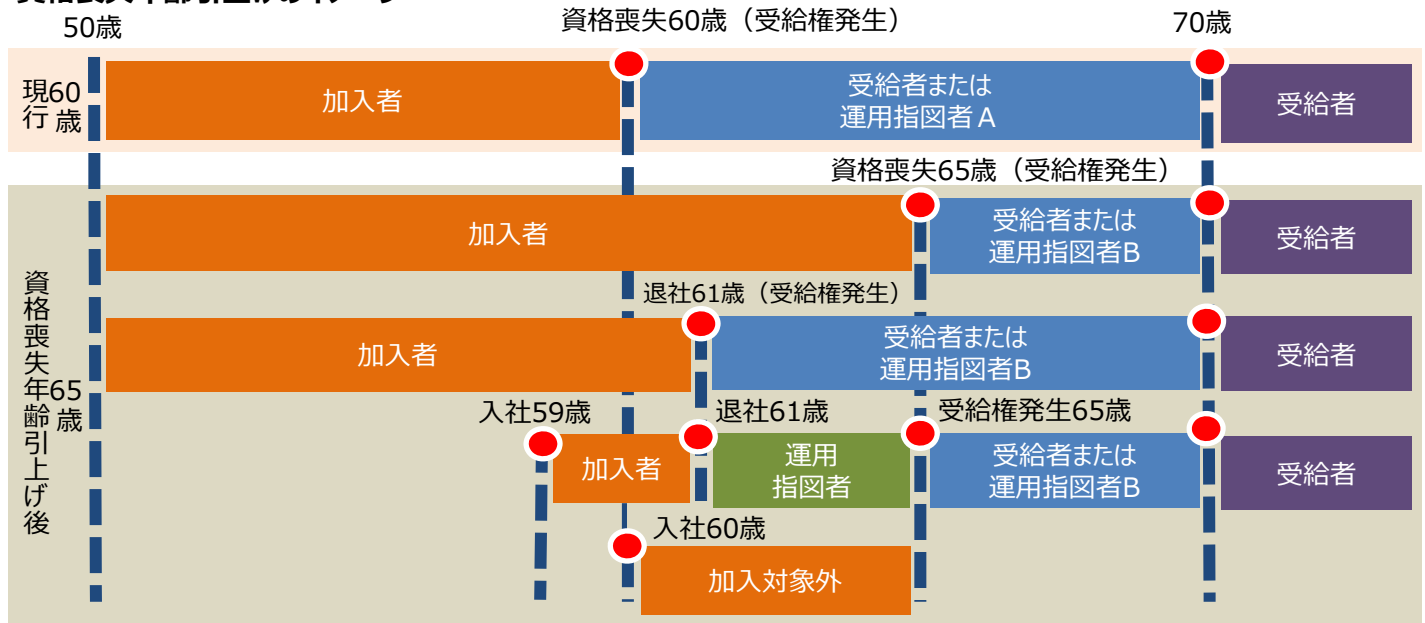
① 60歳以降も継続して雇用される加入者は、従来60歳以降で受取れた老齢給付金が引上げられた資格喪失年齢以降、あるいは退職時まではお受けいただけなくなります。退職の場合は、通算加入者等期間（60歳までの加入者または運用指図者等だった期間。60歳以降はカウントされません）が10年以上なら、60歳以降の退職時点で老齢給付金を受給できます。10年に満たない場合、加入期間に応じた受給可能年齢到達後にお受けいただけます。

② 資格喪失年齢を引上げた場合は、当該事業所において60歳未満から継続して雇用されていて、かつ、加入者であった社員（老齢年金受給者および運用指図者を含む。）がその対象となります。一方、継続して雇用されるものの、引上げ時、既に一時金で受給済みの社員や、60歳以降に入社した社員は加入することはできません。

③ 事業主負担で加入対象社員全員に掛金を拠出している場合、資格喪失年齢を引上げると、変更後の資格喪失年齢に達するまで拠出し続ける必要があります。（加入者である限り、特定の年齢に達することによる掛金停止はできません。）

以上

資格喪失年齢引上げのイメージ



※規約変更前に老齢年金受給者または運用指図者となった社員で、引上げ後も継続して雇用される方は、規約の中していると判断され、一旦、途切れる期間があるものの、規約変更後に企業型DCに再加入して掛金の拠出を継続することができます。

■制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したものです。その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することができます。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。